

発 信 者	警 務 部 長	発 信 年 月 日	2 9 . 3 . 3
宛 先	所 属 長	担 当 課	広 報 相 談 課

長野県警察が行う社会保障及び税の分野の個人番号関係事務における 特定個人情報取扱要領の改正について

1 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いに関する安全管理措置については、警務部長通達「長野県警察が行う社会保障及び税の分野の個人番号関係事務における特定個人情報取扱要領について」（平成28年2月3日付け広発第15号。以下「旧通達」という。）により取扱要領を定めているところであるが、このたび、地方公務員共済組合の短期給付等の業務に係る書類に特定個人情報が記載されることになったこと等に伴い、取扱要領の一部を改正するもの。

なお、旧通達は廃止する。

2 主な改正内容

(1) 総則

「個人番号関係事務」に共済組合関係経由事務を加えた。

(2) 電磁的記録の安全確保及び監査

特定個人情報等を含む電磁的記録の安全確保及び監査について定めた規程の表記を整理した。

3 長野県警察が行う社会保障及び税の分野の個人番号関係事務における特定個人情報 取扱要領

別添のとおり

4 施行年月日

平成29年3月3日